

株式会社海外需要開拓支援機構法案

【クール・ジャパン推進機構法案】

平成25年3月

経済産業省

1. 法律案の趣旨

少子高齢化に伴う国内需要の減少、新興国市場の拡大・競争激化等の中で、我が国経済の持続的な成長を図ることが必要。そのため、諸外国も官民挙げて文化産業育成に力を入れる中、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品やサービスを活かし、日本の魅力の事業展開を通じ、外需を取り込むための措置を講ずる。

2. 法律案の概要

我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品やサービスの海外における需要の開拓等の事業活動に対し、財投特会を活用した資金供給等の支援を行う、株式会社海外需要開拓支援機構（仮称）を設立する。これにより、事業期間が中長期にわたる事業でも、持続的に支援する体制を整備する。

具体的には、我が国のコンテンツの配信や、地域企業が持つ知恵や工夫を凝らした商品等の海外展開、日本の「衣」「食」「住」関連等の商品やサービスの効率的な提供などを行う事業活動に対し、機構が出資等や専門家派遣・助言等の支援を行う。

（1）機構の設立等

- ・機構は経済産業大臣の認可により設立
- ・政府は、常時、機構の株式総数の1/2以上を保有

（2）支援措置

- ・機構は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品・サービスの海外における需要の開拓を行う事業活動等を支援

（3）業務の範囲

- ①支援対象となる事業活動に対する出資等の支援
- ②①の事業者等に対する専門家の派遣、助言等の支援

（4）支援基準

- ・機構の出資等の実施は、収益性、波及効果等の観点から定める支援基準に基づく

3. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。